

令和 6 年度 第 2 回二宮町地域公共交通活性化協議会 会議次第

日 時：令和 6 年 12 月 9 日（月）

午前 10 時 00 分より

場 所：二宮町役場 2 階 第 1 会議室
（オンライン併用（Zoom））

1. 開 会

2. 議 題

- | | |
|--|----------|
| （1）コミュニティバス運行事業者名の変更について（令和 7 年 4 月より） | 【資料 1・2】 |
| （2）コミュニティバス運行事業者の変更について（令和 7 年 10 月より） | 【資料 3】 |
| （3）二宮町議会からの提言書の提出について | 【資料 4・5】 |
| （4）令和 6 年度 二宮町地域公共交通活性化協議会 補正予算について | 【資料 6】 |
| （5）その他 | |

3. 閉 会

配布資料

- ・資料 1：道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書
- ・資料 2：完全子会社 2 社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ
- ・資料 3：町コミュニティバス「にの♥バス」運行事業者の変更について
- ・資料 4：地域公共交通計画 提言書
- ・資料 5：子ども及び後期高齢者の運賃を無料化した場合の影響について
- ・資料 6：令和 6 年度 地域公共交通活性化協議会 歳入歳出補正予算書

(案)

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和 6 年 12 月 9 日付二宮町地域公共交通活性化協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の様態

路線定期運行

2. 協議が調った事項

吸収合併存続事業者：神奈川中央交通株式会社

運行開始日：令和 7 年 4 月 1 日

吸収合併消滅事業者：神奈川中央交通西株式会社

運行終了日：令和 7 年 3 月 31 日

3. 協議が調っている路線及び運行系統

(1) 路線：別添路線図のとおり

(2) 運行系統：

二宮町コミュニティバス「にのバス」

二宮駅北口～山西小学校～団地中央

二宮駅北口～山西小学校・県営団地入口・富士見が丘児童館前～二宮駅北口

二宮駅北口～峠公園・県営団地入口・西公園前～二宮駅北口

令和 6 年 12 月 9 日
二宮町地域公共交通活性化協議会
会長 梶 田 佳 孝

二宮町コミュニティバスルート

令和4年10月改正



二宮町コミュニティバス (にの♡バス) 運行ルート

- | | |
|---|---|
|  団地中央発【左循環】 |  (山西小学校前経由 二宮駅北口行)【朝便】 |
|  二宮駅北口発【左循環】 |  (富士見が丘児童館前・山西小学校前経由)【第2便・第6便】 |
| |  (西公園前・峠公園経由)【第4便・第8便】 |
|  二宮駅北口発【右循環】 |  (山西小学校前・富士見が丘児童館前経由)【第1便・第5便】 |
| |  (峠公園・西公園前経由)【第3便・第7便】 |
| |  (山西小学校前経由 団地中央行)【夕方便】 |

凡例



2024 年 9 月 27 日

各位

会 社 名 神 奈 川 中 央 交 通 株 式 会 社
代表者名 取 締 役 社 長 今 井 雅 之
(コード番号 9081 東証プライム)
問合せ先 経営戦略部 I R 担当課長 村 山 大 輔
(T E L 0463-22-8894)

完全子会社 2 社の吸収合併（簡易合併・略式合併）に関するお知らせ

当社は、2024 年 9 月 27 日開催の取締役会において、2025 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として、当社の完全子会社である神奈川中央交通東株式会社及び神奈川中央交通西株式会社を吸収合併（以下、「本合併」といいます。）することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本合併は当社の完全子会社との間で行う簡易合併であるため、開示事項及び内容を一部省略しております。

記

1. 本合併の目的

乗合バス事業はモータリゼーションの進展を背景に輸送人員の減少が続く厳しい事業環境のなか、当社では地域公共交通の維持のため、事業環境の変化に応じて乗合バス事業の再編を実施してきました。

近年バス業界では乗務員の採用環境の悪化と共に、2024 年 4 月に改正・施行されたバス運転者の改善基準告示により、必要な乗務員数が増加することで人手不足が拡大し、現在の輸送力を維持していく事が困難な状況になりつつあります。今後は生産年齢人口の減少や高齢化の進展による人口構造の変化により輸送人員の減少が見込まれ、このような構造的変化に対応した地域公共交通を再構築していくことが重要であるとの認識から、現在 3 社体制で運営している乗合バス事業を 1 社体制に再編し、運営の効率化を図り、また、当社に集約することで採用活動を強化し、中期経営計画で掲げている重点課題の一つである「持続可能なモビリティサービスの実現」を目指します。

2. 本合併の要旨

(1) 本合併の日程

合併契約書承認の取締役会決議日	2024 年 9 月 27 日
合併契約書締結日	2024 年 9 月 27 日
合併予定日（効力発生日）	2025 年 4 月 1 日（予定）

※本合併は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に基づく簡易合併、神奈川中央交通東株式会社及び神奈川中央交通西株式会社においては、会社法 784 条第 1 項に基づく略式合併であるため、いずれにおいても、株主総会の決議による承認を受けることなく行います。

(2) 本合併の方式

当社を吸収合併存続会社とする吸収合併方式で、神奈川中央交通東株式会社及び神奈川中央交通西株式会社は解散いたします。

(3) 本合併に係る割当ての内容

本合併は、当社と当社の完全子会社との吸収合併であるため、本合併による株式その他金銭などの割当てはありません。

(4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

3. 本合併の当事会社の概要（2024 年 3 月 31 日現在）

(1)名称	神奈川中央交通株式会社 (吸収合併存続会社)	神奈川中央交通東株式会社 (吸収合併消滅会社)	神奈川中央交通西株式会社 (吸収合併消滅会社)
(2)所在地	神奈川県平塚市八重咲町 6 番 18 号	神奈川県平塚市八重咲町 6 番 18 号	神奈川県平塚市八重咲町 6 番 18 号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 今井 雅之	代表取締役社長 北村 聡	代表取締役社長 北村 聡
(4)事業内容	旅客自動車事業 不動産事業 ホテル事業	旅客自動車事業 運行管理受託事業	旅客自動車事業 運行管理受託事業
(5)資本金	3,160 百万円	50 百万円	50 百万円
(6)設立年月日	1921 年 6 月 5 日	2000 年 12 月 8 日	1995 年 12 月 22 日
(7)発行済株式数	12,600,000 株	1,000 株	1,000 株
(8)決算期	3 月 31 日		
(9)大株主および持株比率	小田急電鉄株式会社 (45.41%) 株式会社横浜銀行 (4.99%)	神奈川中央交通株式会社(100%)	
(10)直前事業年度（2024 年 3 月期）の財務状態及び経営成績			
純資産（百万円）	34,217	1,113	392
総資産（百万円）	101,470	2,371	1,115
1 株当たり純資産（円）	2,788.33	1,113,767.73	392,927.30
売上高（百万円）	50,323	8,769	5,809
営業利益（百万円）	4,002	228	30
経常利益（百万円）	4,646	250	36
当期純利益（百万円）	2,633	174	39
1 株当たり当期純利益（円）	214.60	174,111.92	39,150.30

4. 合併後の状況

本合併に伴う当社の商号、所在地、代表者、事業内容、資本金および決算期に変更はありません。

5. 今後の見通し

本合併は完全子会社との合併であり、当社の連結業績への影響は軽微です。

以上

町コミュニティバス「にの♡バス」運行事業者の変更について

〈概要〉

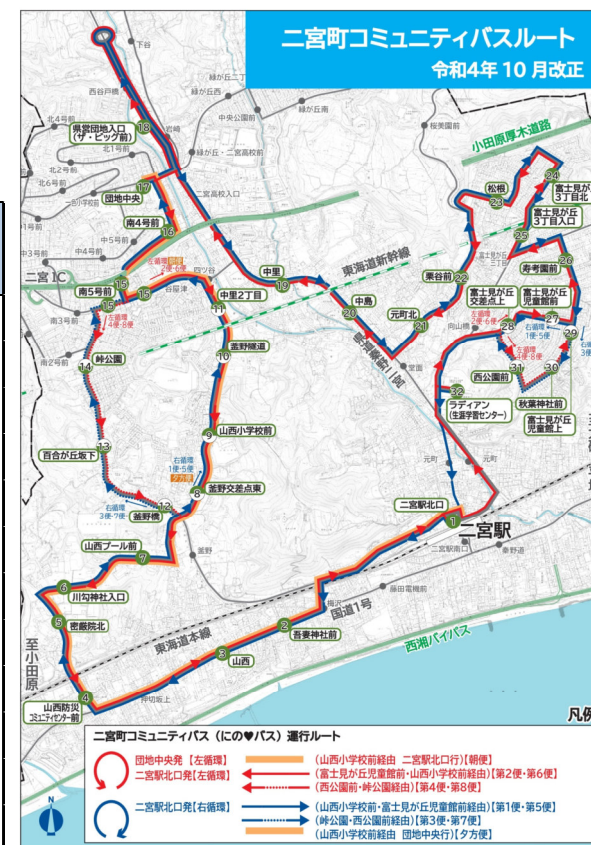
町内を運行している「にの♡バス」について、現在、運行事務を「神奈川中央交通西株式会社」に委託しているが、運転士不足に伴う神奈中グループ内での業務見直しにより、運行業務受託者を変更したい旨の申出があったもの。

〈参考〉「にの♡バス」の概要について



↑町コミュニティバス「にの♡バス」

	運行系統 (※運行ルートは右図参照)	運行 距離	1日の 運行数	運行 日	運賃	その他備考
(1)	朝便	5.6km	1便	平日のみ運行	大人 200円	○令和6年10月より交通系ICカード決済が可能となっている。 ○使用車両は日野ポンチョ(1ドア・定員は乗務員除き33名)
(2)	右循環(山西小学校前・富士見が丘児童館前 経由)	12.8km	2便		子ども (小中学生) 100円	
(3)	左循環(富士見が丘児童館前・山西小学校前 経由)	13.2km	2便		障がい者 半額	
(4)	右循環(峠公園・西公園前 経由)	12.3km	2便		未就学児 無料	
(5)	左循環(西公園前・峠公園 経由)	12.7km	2便			
(6)	夕方便	5.5km	1便			



町コミュニティバス「にの♡バス」運行事業者の変更について

〈今後の方向性〉

運行サービスの水準(交通系ICカードの利用・バスロケーションシステム等)を低下させることなく、新たな運行事業者に業務委託を行うよう調整する。

なお、これまで本業務を担ってきた神奈川中央交通株式会社のノウハウを継承することが可能であり、効率的な業務遂行が最も期待できる、同グループ会社である神奈中タクシー株式会社へ委託する方向で調整を進める。

〈スケジュール(案)〉

	令和7年									〈道路運送法(抜粋)〉 第9条第5項(一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金) 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、<u>あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</u>
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	
運行事業者	神奈川中央交通西株式会社による運行 (4月からは神奈川中央交通株式会社による運行)								神奈中タクシー株式会社による運行	
調整・協議など	事業者調整			○活性化協議会		契約手続				
	道路運送法第9条第5項に基づく対応 (広報誌への掲載)			○運賃協議分科会						
	運輸局への申請・認可手続き									

地域公共交通計画 提言書

町議会では、令和2年9月に教育福祉常任委員会が、高齢化が進む中での移動支援に関する提言を行った。「交通権」の保証という考えのもとに、福祉的な観点の強化、コミュニティバスを含めた公共交通の利用促進、介護保険でのD型事業の推進などを求めた。それ以降、町は地域公共交通における「福祉的視点」の強化や、コミュニティバス路線の見直し、福祉有償運送の研修補助、非課税世帯の老齢世帯に対するタクシー代補助などを実現してきた。

当委員会では、町内に交通不便地域とされる地域が残っており、当該地域でも要望が強いため、他地域との差をなくすという認識を持った。またこのエリアで試行することが他の地域のモデルとして生かせると判断した。今後、路線バスを中心にした公共交通の減便や路線廃止などの見直しが進むことも想定される中、将来の地域公共交通の在り方について、委員会として2年間の継続調査を行い、本提言に至った。

<提言内容>

以下について、検討をすすめ、地域公共交通計画に位置付けられたい。

1. 対象地区の世帯の数や状況、運転手の確保について、道路状況を勘案し、二宮駅から、下町3区、下町4区を結び、二宮駅に戻る小回りのきく車両の定期運行を試行すること。運行主体(町、社協、ボランティアなど)、運行日・便数、乗降場所などの詳細の決定にあたっては、当該地区の要望を聴取し、運行計画に盛り込むこと。
2. グリーンスローモビリティについて当委員会では調査途中であるが、町としても継続的に展開可能性を調査すること。
3. 今後も、地域公共交通を考える体制については、議会においても、常任委員会の枠では収まらない課題となっているが、町においても部署横断的な取り組みとなるよう、特別な検討をすすめること。
4. コミュニティバスの運賃について、子ども、後期高齢者を無料とすること。

以上

子ども及び後期高齢者の運賃を無料化した場合の影響について

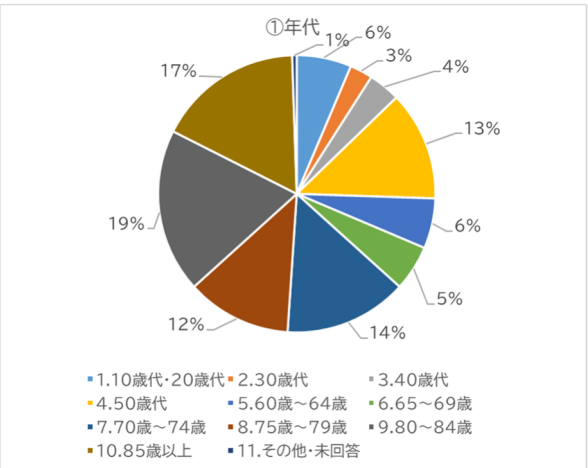
対象者：①子ども(小・中学生)
②後期高齢者(75 歳以上)
運 賃：①100 円(障がい者は 50 円)
②200 円(障がい者は 100 円)

【現在の利用者の割合】

① 子ども(令和5年度利用者の実績より)

令和5年度	区分別利用者数			区分別利用者割合			合計 利用者数
	大人	小人	障害者	大人	小人	障害者	
計	21,483	510	1,578	91.1%	2.2%	6.7%	23,571

② 75 歳以上(令和5年6月12 日～16 日実施のコミバス車内アンケートより)



	回答数	割合
1.10歳代・20歳代	12	6.4%
2.30歳代	5	2.7%
3.40歳代	7	3.7%
4.50歳代	24	12.8%
5.60歳～64歳	11	5.9%
6.65～69歳	10	5.3%
7.70歳～74歳	27	14.4%
8.75歳～79歳	23	12.2%
9.80～84歳	36	19.1%
10.85歳以上	32	17.0%
11.その他・未回答	1	0.5%
計	188	

②75 歳以上の割合 48.3%

【影響額推計(令和5年度ベース)】

	実績	対象者の割合	対象者推計	運賃	影響額推計	影響額計
大人	23,571	48.3%	11,385	200	2,276,959	2,327,959
子ども		—	510	100	51,000	

(参考) 令和5年度運賃収入 3,335,300 円

- (条件)
- ・子どもの人数は、実績数を計上
 - ・75 歳以上の人数は全体実績に車内アンケートで得た利用者の割合を乗じ算出
 - ・障がい者の人数は個別に考慮していない

1) 歳 入

(単位：円)

款 項 目	令和6年度 補正後	令和6年度 補正前	比較増減	説 明
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	
1 補助金	0	0	0	国庫補助金
2 負担金	90,000	90,000	0	
1 負担金	90,000	90,000	0	二宮町より
1 負担金	90,000	90,000	0	
3 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	
1 繰越金	666	666	0	前年度繰越金
4 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	
1 雑収入	334	334	0	利子等
合 計	91,000	91,000	0	

2) 歳 出

(単位：円)

款 項 目	令和6年度 補正後	令和6年度 補正前	比較増減	説 明
1 運営費	84,000	90,000	△ 6,000	
1 事務費	84,000	90,000	△ 6,000	
1 事務費	84,000	90,000	△ 6,000	委員出席報酬
2 手数料	7,000	0	7,000	振込手数料の発生による増
2 事業費	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	
1 事業費	0	0	0	
3 予備費	0	1,000	△ 1,000	
1 予備費	0	1,000	△ 1,000	
1 予備費	0	1,000	△ 1,000	
合 計	84,000	91,000	△ 7,000	